

## 富山高等専門学校学業に関する規則

制	定	平成22年4月1日
改	正	平成24年7月11日
改	正	平成25年2月13日
改	正	平成25年11月13日
改	正	平成26年2月12日
改	正	平成27年2月10日
改	正	平成27年3月11日
改	正	平成28年2月12日
改	正	平成28年12月14日
改	正	平成29年3月8日
改	正	平成31年4月1日
改	正	令和元年7月10日
改	正	令和2年7月8日
改	正	令和3年2月19日
改	正	令和3年5月12日
改	正	令和4年9月14日
改	正	令和5年2月8日
改	正	令和5年4月12日
改	正	令和5年7月12日

### (趣旨)

**第1条** この規則は、富山高等専門学校学則（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、学科の教育課程等に関し必要な事項を定める。

### (授業)

**第2条** 各授業科目は、学期又は年間を通して実施する。

2 前項の規定に関らず、特定の授業科目については、短期間に集中して授業を実施することがある。

### (定期試験及び中間試験)

**第3条** 定期試験は、年2回各学期末に実施する。

2 中間試験は、必要のある授業科目について、各学期の定められた時期に実施する。

3 試験以外の方法で成績を評価し得る授業科目については、試験の一部又は全部を実施しないことがある。

### (追試験)

**第4条** 定期試験又は中間試験を病気、忌引き又はその他やむを得ない理由により受験できなかった学生から、追試験の願い出があった場合、その事実を確認のうえ、追試験の受験を認

める場合がある。

#### (追認試験)

**第5条** 未修得の授業科目を有する者は、願い出により追認試験の受験を認められる場合がある。

- 2 追認試験に合格した場合は、当該追認試験を受験した学期末に当該授業科目の修得を認める。
- 3 前2項で定めるもののほか、追認試験に関して必要な事項は別に定める。

#### (成績の評価)

**第6条** 各授業科目の成績は、シラバスに記載した評価方法に基づき、100点を満点として評価する。

- 2 前項の規定に関らず、特定の授業科目の成績評価については「合格」、「不合格」又は「認定」、「不認定」とする場合がある。
- 3 欠課時間数が授業時間数の3分の1を超える授業科目は未履修とし、成績評価はしない。ただし、半期開講の授業科目において、2週間以上の入院による欠課を含む場合又は教務委員会がやむを得ないと認めた理由による欠課を含む場合に限り、「3分の1」を「2分の1」として取り扱うことができる。
- 4 追認試験により合格した授業科目の成績の評価は、第1学年から第2学年にあつては50点、第3学年から第5学年にあつては60点とする。
- 5 試験期間をあらかじめ設定して実施する定期試験等において不正行為を行った場合は、当該期間中に実施される全ての試験の成績を0点とする。

#### (成績評価の時期等)

**第7条** 成績は、年間を通して実施する授業科目にあつては、前学期末成績と後学期末成績を総合して学年末に評価する。

- 2 前学期又は後学期のみ実施される授業科目の成績は、当該学期末に評価する。
- 3 単位の認定基準及び成績の評語については、次のとおりとする。

(1) 第1学年から第2学年までの開講科目

成績	単位の認定	成績の評語
100～80点	修得	優 (A)
79～70点	修得	良 (B)
69～50点	修得	可 (C)
49～0点	未修得	不可 (D)
合格	修得	合
不合格	未修得	否
認定	修得	認
不認定	未修得	不認

(2) 第3学年から第5学年までの開講科目

成績	単位の認定	成績の評語
100～80点	修得	優 (A)
79～70点	修得	良 (B)
69～60点	修得	可 (C)
59～0点	未修得	不可 (D)
合格	修得	合
不合格	未修得	否
認定	修得	認
不認定	未修得	不認

(指導要録への記載等)

**第8条** 成績を指導要録に記載する場合は、修得した授業科目の単位数及び成績の評語を記載することとする。

2 成績を学外に通知する場合は、修得した授業科目の単位数及び成績の評語を記載し通知する。

(学外の学修等により認定した単位の取扱い)

**第9条** 学則第16条で定める他の高等専門学校における授業科目の履修により認定した単位及び学則第17条で定める高等専門学校以外の教育施設等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により認定した単位については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第11条第1号で定める第1学年、第2学年、第3学年の進級要件である修得単位数には含まない。
- (2) 第11条第1号で定める第4学年の進級要件である修得単位数に6単位を上限として加えることができる。
- (3) 第12条で定める卒業要件である修得単位数に6単位を上限として加えることができる。

(編入学生の取扱い)

**第10条** 編入学生については、入学時に、別表1に掲げる修得可能単位数のうち、入学を許可された学年の前学年までの単位については、既に修得したものとして扱うこととする。

(進級要件)

**第11条** 進級の認定に必要な要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1学年、第2学年、第3学年にあつては、当該学年において開講された別表2に掲げる実験実習科目を全て修得し、かつ、別表1に定める修得可能単位数の累計より8単位を減じた単位数以上を修得していること。

また、第4学年にあつては、商船学科を除く各学科においては、別表2に掲げる全ての実験実習科目の単位を含め、130単位以上を修得していること。商船学科においては、別表2に掲げる全ての実験実習科目の単位を含め、109単位以上を修得し、かつ、練習船による

短期実習及び前期長期実習の実習訓練履修が認定されていること。

- (2) 必修科目は未履修であってはならない。
- (3) 特別活動に合格していること。

#### (卒業要件)

**第12条** 卒業の認定に必要な要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 商船学科を除く各学科においては、学則に定める全ての必修科目の単位を含め167単位以上（一般科目は75単位以上、専門科目は82単位以上）を修得していること。
- (2) 商船学科にあつては、学則で定める席上課程及び練習船による実習課程を修了していることとする。なお、席上課程の修了要件は、学則に定める全ての必修科目の単位を含め147単位以上（一般科目は75単位以上、専門科目は62単位以上）を修得していることとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、練習船による実習課程のうち卒業年次の6月については、疾病等やむを得ない事由により履修が困難であると校長が認める場合は、その全部又は一部について、校長が別に定める措置とすることができる。
- (4) 必履修科目は未履修であってはならない。

#### (原級留置)

**第13条** 第11条で定める進級要件又は前条で定める卒業要件を満たさない者は原級に留まる。

- 2 原級に留まった場合、当該学年に係る所定の授業科目を再度履修しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別に許可された授業科目については、当該学年における授業科目の修得が認められ、次年度以降に実施される当該授業科目の履修を免除する場合がある。

#### (選択科目の履修方法)

**第14条** 選択科目の履修方法については、別に定める。

#### (他学科の授業科目履修)

**第15条** 第5学年の学生は、別に定めるところにより、他学科の授業科目を履修し単位を修得することができる。

#### (雑則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、学科の教育課程等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成22年4月入学者から適用する。ただし、学則附則第2条第3項第1号から第8号に定める学科に編入学又は転入学する者には適用しないこととし、当該学生の教育課程等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成24年7月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の学業に関する規則別表1 学科別習得可能単位数（物質化学工学科）は、平成25年度以降入学生から適用し、平成22年度入学生（平成21年度以前入学生で、平成22年度入学生と同一学年になる者を含む。）及び平成23年度入学生（平成22年度以前入学生で、平成23年度入学生と同一学年になる者を含む。）は、次の表を適用する。

#### 平成22年度入学生

物質化学工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	33	33 66	33 99	38 137	37 174	174	167以上
一般教養	28	24 52	17 69	11 80	4 84	84	75以上
専門	5	9 14	16 30	27 57	23 80	90	82以上
卒業研究					10		

#### 平成23年度入学生

物質化学工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	33	33 66	34 100	38 138	37 175	175	167以上
一般教養	28	24 52	17 69	11 80	4 84	84	75以上
専門	5	9 14	17 31	27 58	23 81	91	82以上
卒業研究					10		

### 附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数（商船学科航海コース、商船学科機関コース）は、平成23年度以降入学生（平成22年度入学生で、平成23年度入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、平成22年度入学生は次の表を適用する。

#### 平成22年度入学生

商船学科 航海コース	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	34	34 68	34 102	37 139	18 157	157	147以上
一般教養	28	24 52	17 69	10 79	5 84	84	75以上
専門	6	10 16	17 33	27 60	8 68	73	62以上
卒業研究					5		

商船学科 機関コース	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	34	34 68	34 102	37 139	18 157	157	147以上
一般教養	28	24 52	17 69	10 79	5 84	84	75以上
専門	6	10 16	17 33	27 60	8 68	73	62以上
卒業研究					5		

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の学業に関する規則別表1 学科別習得可能単位数及び別表2 進級の認定に必要な実験実習科目（以下、「別表第1及び別表第2」という。）は、平成27年度入学生（平成26年度以前入学生で、平成27年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、平成26年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 前項に規定する平成26年度以前入学生で平成27年度以降入学生と同一学年になる者の別表第1及び別表第2に係る取扱いは、別に定める。

### 附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の学業に関する規則別表1 学科別習得可能単位数（国際ビジネス学科）（以下、「別表第1」という。）は、平成27年度入学生（平成26年度以前入学生で、平成27年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、平成26年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 前項に規定する平成26年度以前入学生で、平成27年度以降入学生と同一学年になる者の別表第1に係る取扱いは、別に定める。

### 附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の学業に関する規則別表2 進級の認定に必要な実験実習科目は、平成28年度入学生（平成27年度以前入学生で、平成28年度以降入学生と同一の学年になる者を含む。）から適用し、平成27年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 前項に規定する、平成27年度以前入学生で平成28年度以降入学生と同一の学年になる者の別表2に係る取扱いについては、別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成28年12月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数の卒業研究及び合計の項(以下「卒業研究及び合計の項」という。)は、平成24年度入学生(平成23年度以前入学生で、平成24年度以降入学生と同一学年になる者を含む。)から適用し、平成23年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する、卒業研究及び合計の項を除く別表1は、平成27年度以前入学生については、なお従前の例による。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成29年3月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数(機械システム工学科、電気制御システム工学科、物質化学工学科、電子情報工学科、商船学科航海コース、商船学科機関コース)は、平成27年度入学生(平成26年度以前入学生で、平成27年度以降入学生と同一学年になる者を含む。)から適用し、平成25年度入学生(平成24年度以前入学生で、平成25年度入学生と同一学年になる者を含む。)及び平成26年度入学生(平成25年度以前入学生で、平成26年度入学生と同一学年になる者を含む。)は次の表を適用する。また、平成24年度以前入学生については、なお従前の例による。

#### 平成25年度入学生及び平成26年度入学生

機械システム工学科	1年	2年	累計	3年	累計	4年	累計	5年	累計	合計	卒業要件
合計	33	33	66	33	99	40	139	39	178	178	167以上
一般教養	28	25	52	17	69	11	80	4	84	84	75以上
専門	5	9	14	16	30	29	59	23	82	94	82以上
卒業研究								12			

電気制御システム工学科	1年	2年	累計	3年	累計	4年	累計	5年	累計	合計	卒業要件
合計	33	33	66	33	99	44	143	39	182	182	167以上
一般教養	28	24	52	17	69	11	80	4	84	84	75以上
専門	5	9	14	16	30	33	63	23	86	98	82以上
卒業研究								12			

物質化学工学科	1年	2年	累計	3年	累計	4年	累計	5年	累計	合計	卒業要件
合計	33	33	66	33	99	44	143	39	182	182	167以上
一般教養	28	24	52	17	69	11	80	4	84	84	75以上
専門	5	9	14	16	30	33	63	23	86	98	82以上
卒業研究								12			

合計	33	34	67	34	101	40	141	39	180	180	167 以上
一般教養	28	24	52	17	69	11	80	4	84	84	75 以上
専門	5	10	15	17	32	29	61	23	84	96	82 以上
卒業研究								12			

電子情報工学科	1年	2年	累計	3年	累計	4年	累計	5年	累計	合計	卒業要件
合計	33	33	66	33	99	40	139	39	178	178	167 以上
一般教養	28	24	52	17	69	11	80	4	84	84	75 以上
専門	5	9	14	16	30	29	59	23	82	94	82 以上
卒業研究								12			

商船学科航海コース	1年	2年	累計	3年	累計	4年	累計	5年	累計	合計	卒業要件
合計	34	34	68	34	102	19	121	40	161	161	147 以上
一般教養	28	24	52	17	69	5	74	10	84	84	75 以上
専門	6	10	16	17	33	14	47	23	70	77	62 以上
卒業研究								7			

商船学科機関コース	1年	2年	累計	3年	累計	4年	累計	5年	累計	合計	卒業要件
合計	34	34	68	34	102	19	121	40	161	161	147 以上
一般教養	28	24	52	17	69	5	74	10	84	84	75 以上
専門	6	10	16	17	33	14	47	23	70	77	62 以上
卒業研究								7			

## 附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の第11条第1項第1号は、平成29年度入学生（平成28年度以前入学生で、平成29年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、平成28年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数（物質化学工学科）は、平成27年度入学生（平成26年度以前入学生で、平成27年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用する。



### 附 則

この規則は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

### 附 則

この規則は、令和2年7月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項第1号は、令和3年度入学生（令和2年度以前入学生で、令和3年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、令和2年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数及び別表2 進級の認定に必要な実験実習科目は、令和3年度入学生（令和2年度以前入学生で、令和3年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、令和3年5月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数は、令和3年度入学生（令和2年度以前入学生で、令和3年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、令和4年9月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数は、令和3年度入学生（令和2年度以前入学生で、令和3年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、令和2年度以前入学生については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年2月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第15条は、平成30年度入学生（平成29年度以前入学生で、平成30年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用する。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数は、令和3年度入学生（令和2年度以前入学生で、令和3年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、令和2年度以前入学生については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年7月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数は、令和3年度入学生（令和2年

度以前入学生で，令和3年度以降入学生と同一学年になる者を含む。) から適用し，令和2年度以前入学生については，なお従前の例による。

## 富山高等専門学校他学科の授業科目の履修及び単位の修得に関する細則

制 定 令和5年2月8日

### (趣旨)

**第1条** 富山高等専門学校学業に関する規則第15条の規定に基づき、第5学年が他学科の授業科目を履修し単位を修得する場合は、この細則の定めるところによる。

### (他学科の授業科目の履修及び単位の修得)

**第2条** 第5学年は、別表1に定める他学科の開設する授業科目を次のとおり履修することができるものとする。

- (1) 履修できる他学科の授業科目は機械システム工学科、物質化学工学科及び商船学科の学生は1単位を上限とする。国際ビジネス学科の学生は3単位を上限とする。
- (2) 同一科目が学生の所属する学科において開設されている場合は他学科の当該授業科目は履修できない。
- (3) 所属学科と異なるキャンパスで開講される授業科目は履修できない。

### (他学科の授業科目の申請)

**第3条** 前条に定める申請は、各学期ごとに、申請するものとする。この場合において、設備・機器の数量等から履修を認めない場合があるものとする。

### 附 則

この細則は、令和5年2月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1

## 学科別修得可能単位数

機械システム工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	32	31 63	32 95	46 141	40 181	181	167以上
一般教養	26	22 48	17 65	14 79	5 84	84	75以上
専門	6	9 15	15 30	32 62	23 85	97	82以上
卒業研究					12		

電気制御システム工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	34	32 66	33 99	46 145	37 182	182	167以上
一般教養	26	22 48	17 65	14 79	5 84	84	75以上
専門	8	10 18	16 34	32 66	20 86	98	82以上
卒業研究					12		

物質化学工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	33	32 65	33 98	45 143	34 177	177	167以上
一般教養	27	22 49	17 66	14 80	5 85	85	75以上
専門	6	10 16	16 32	31 63	17 80	92	82以上
卒業研究					12		

電子情報工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	33	34 67	33 100	43 143	42 185	185	167以上
一般教養	26	23 49	17 66	18 84	5 89	89	75以上
専門	7	11 18	16 34	25 59	25 84	96	82以上
卒業研究					12		

国際ビジネス学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	32	30 62	30 92	47 139	39 178	178	167以上
一般教養	26	22 48	16 64	15 79	5 84	84	75以上
専門	6	8 14	14 28	32 60	22 82	94	82以上
卒業研究					12		

商船学科航海コース	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	32	30 62	35 97	22 119	41 160	160	147以上
一般教養	25	23 48	17 65	5 70	16 86	86	75以上
専門	7	7 14	18 32	17 49	18 67	74	62以上
卒業研究					7		

商船学科機関コース	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	32	30 62	35 97	22 119	41 160	160	147以上
一般教養	25	23 48	17 65	5 70	16 86	86	75以上
専門	7	7 14	18 32	17 49	18 67	74	62以上
卒業研究					7		

別表2

進級の認定に必要な実験実習科目

機械システム工学科	電気制御システム工学科	物質化学工学科	電子情報工学科
ものづくり基礎工学実験	ものづくり基礎工学実験	物質化学基礎実験	ものづくり基礎工学実験
基礎科学実験	基礎科学実験	分析化学実験	基礎科学実験
工作実習I	基礎工学実験	有機化学実験	電子情報工学実験I
基礎工学実験I	システム工学実験I	無機化学実験	電子情報工学実験II
実践ものづくり工学	システム工学実験II	物理化学実験	電子情報工学実験III
工作実習II		化学工学実験	
基礎工学実験II		生物化学実験	
設計製図			
システム工学実験I			
システム工学実験II			

国際ビジネス学科	商船学科 (航海コース)	商船学科 (機関コース)
(該当なし)	校内練習船実習I	校内練習船実習I
	基礎科学実験	基礎科学実験
	校内練習船実習II	工作実習
	実験実習I	校内練習船実習II
	校内練習船実習III	実験実習I
	実験実習II	校内練習船実習III
		実験実習II